

黒滝川漁業協同組合奈内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、黒滝川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あまご	竿釣
うなぎ	竿釣、夜づけ

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	釣竿 1人1本

3 第1項の規定にかかわらず、左欄の区域においては、右欄の期間中、やなを利用して、あまごのつかみどりができるものとする。

区 域	期 間
黒滝村大字栗飯谷にある黒滝川の飛び石とやなに囲まれた区域	7月の第3土曜日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期日・期間

4 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん潰漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 素掛け釣漁法（通称 段引、ころがし漁法）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する日から9月30日まで
うなぎ	6月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流	1月1日から12月31日まで
黒滝村大字槇尾の龍光寺より上流の脇川及び槇尾川	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あまご	竿 釣	1年	7,000円
		1年【満70歳以上(年齢を証明出来るものが必要)の高齢者】	5,000円
		1年【中学生】	1,500円
		1年【小学生】	500円
		1日【解禁日】	3,500円

		1日 【解禁日翌日より9月30日迄】	3,000円
うなぎ	竿釣、夜づけ	1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 奈内共第25号の漁場の区域内に在住する組合の理事9名の自宅
- (2) 糶 久美 (黒滝村 長瀬)
- (3) 喜田 敏子 (黒滝村 堂原)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学幼児	無料
心身障害者（ただし、公的機関発行の証明出来るものが必要。）	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 前各項の規程にかかわらず、第3条第3項の区域においてするつかみどりの遊漁料及び納付場所は次のとおりとし、遊漁者ごとに魚の放流を行うものとする。

遊漁料 つかみどり1尾につき350円
納付場所 黒滝・森物語村 河川公園

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月2日から施行する。